

令和3年5月31日

日比谷公園大音楽堂 使用ルールについて

日頃より、日比谷公園大音楽堂をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の延長に伴い、令和3年6月1日から令和3年6月20日までの使用ルールにつき、下記の通りといたします。

また、令和3年6月20日使用分までの新規受付を休止致しますので、ご了承ください。

記

令和3年5月28日付け「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室『基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について』(https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210507.pdf) に準ずることとする。

また、その他の具体的な使用ルールについては、「日比谷公園大音楽堂 当面の使用ルール」をご参照ください。

【お問い合わせ先】

日比谷公園大音楽堂管理事務所

電話 03-3591-6388